

# 第 12 期東京都福祉のまちづくり推進協議会の 審議事項等について

## 1 協議会の概要

- 知事の諮問に応じ調査審議するための附属機関として、福祉のまちづくり条例に基づき設置（平成 7 年 3 月設置）
- 条例定数 30 名以内
  - 第 12 期の委員数は 29 名  
（学識経験者、民間事業者、障害者団体等の都民、関係行政機関）
- 任期 2 年
  - 第 12 期の任期は平成 30 年 11 月～令和 2 年 10 月
- 専門的事項を審議するための専門部会を下部組織として設置
- 推進計画に関する事項及びその他福祉のまちづくりの推進に関する事項を審議事項として、各期ごとに設定
- 第 12 期では、第 11 期から継続して福祉のまちづくり推進計画の策定等について審議

## 2 第 11 期の審議事項

- 「これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備等の方向性」について審議し、平成 29 年 11 月に意見具申
- 「東京都福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方」について審議し、平成 30 年 6 月に意見具申

### 3 現状と課題

- 都は、東京 2020 大会開催とその先を見据えて、今年 3 月、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である「東京都福祉のまちづくり推進計画」を改定
  - また、観覧席のサイトラインの確保や宿泊施設の客室、公共交通施設の移動等円滑化経路の最短化・複数化などの基準に関する福祉のまちづくり条例施行規則を改正
  - これらの取組等により、大会会場周辺のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、施策を推進
- ⇒ こうした東京 2020 大会を契機とした取組状況を踏まえつつ、大会開催時におけるバリアフリー状況の評価及び今後の課題と方向性の検討が必要

### 4 審議テーマ案

#### 東京 2020 大会の継承すべきレガシーと今後の課題について

東京 2020 大会の成果を検証し、ユニバーサルデザインの先進都市東京を実現するため、継承すべきレガシーを整理するとともに、そのレガシーを都内全域において浸透させるための施策の方向性を検討する。

(主な検討事項)

- ・大会開催までのバリアフリー化の進捗状況と大会のレガシー
- ・当事者参画の仕組みの継承
- ・ハード面に関するバリアフリー情報の充実
- ・共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進
- ・その他、大会のレガシーとして継承すべき事項 など

### 5 今後のスケジュール

別紙のとおり